



2024年12月11日

各 位

会 社 名 ジェイフロンティア株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 中村 篤弘
(コード番号：2934 東証グロース)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画本部長 樋口 雄也
(TEL. 03-6427-4662)

内部統制報告書の評価結果不表明及び
内部統制監査報告書の意見不表明に関するお知らせ

当社は、本日、内部統制報告書を提出いたしました。本報告書において2024年5月期の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨を記載しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社が財務報告に係る内部統制についての最終的な評価結果を表明していないことを受け、当社の会計監査人である監査法人アヴァンティアから、2024年12月11日付で、当社の2024年5月31日現在の財務報告に係る内部統制について、内部統制報告に対する意見表明のための基礎を得ることができなかつたとして、「意見を表明しない」旨が記載された内部統制監査報告書を受領しておりますので併せてお知らせいたします。

記

1. 内部統制報告書の内容

当社は、財務報告に係る内部統制の評価について、以下の重要な評価手続を実施できませんでした。したがって、当事業年度末時点における財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断しました。

- ① 広告宣伝費計上に係る業務プロセス (当社)
- ② 販売に係る業務プロセス (連結子会社1社)
- ③ 購買に係る業務プロセス (連結子会社1社)

当社は、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産等に至る業務プロセスを評価範囲とすることに加え、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影

響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象としておりました。

①については、当社は全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制に不備があり、開示すべき重要な不備に該当すると判断し、開示すべき重要な不備に起因する必要な修正を財務諸表及び連結財務諸表に適正に反映しておりますが、かかる修正の中で、誤謬リスクが大きい取引を識別したため、評価範囲の見直しを行い広告宣伝費計上に係る業務プロセスについて追加で評価範囲に含めるべきであると判断いたしました。

しかしながら、上記の開示すべき重要な不備については、当事業年度末日以降に判明したため、開示すべき重要な不備に起因する必要な修正及び評価範囲の見直しについても当事業年度末日以降となってしまったこと、その結果当事業年度末日時点では、重要な評価手続を実施することができませんでした。

また、②、③については、特別調査委員会の対応及び不適切な会計処理の修正に優先的に注力せざるを得なかった等の理由により、重要な評価手続を完了することができませんでした。

2. 監査を実施した公認会計士等の名称

監査法人アヴァンティア

3. 内部統制監査報告書の受領日

2024年12月11日

4. 内部統制監査報告書の内容

2024年5月31日現在の内部統制報告書に係る内部統制監査報告書の内容は以下のとおりです。

<意見不表明>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ジェイフロンティア株式会社の2024年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、ジェイフロンティア株式会社の2024年5月31日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと表示した上記の内部統制報告書に対して意見を表明しない。

<意見不表明の基礎>

内部統制報告書に記載のとおり、会社は、不適切な会計処理がある旨の疑義が生じているとの当監査法人の指摘を受けて、特別調査委員会を設置した。特別調査委員会による調査結果及び当監査法人による指摘から、一部の広告取引やその他 BtoB 事業における売上高並びに原価の過大計上がなされていたことに加え、原価並びに販売費及び一般管理費の計上額が不足していたことが明らかになった。

会社は、当該指摘を受けて、内部統制の評価範囲の見直しが必要と判断したが、特別調査委員会の調査報告日が評価基準日である期末日後であったことから、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正及び評価範囲の見直しも期末日後となったため、財務報告に係る内部統制の評価のうち、広告宣伝費計上に係る業務プロセスに関して重要な評価手続を実施できなかった。また、会社は、特別調査委員会の対応及び不適切な会計処理の修正に優先的に注力せざるを得なかった等の理由により、連結子会社 1 社の販売及び購買に係る業務プロセスに関して重要な評価手続を完了できなかった。

したがって、会社は、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断している。当監査法人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、会社の 2024 年 5 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制について、内部統制報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

5. 今後の対応

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会の再発防止策の提言等に沿って、下記を含む再発防止策を策定・実行し、適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

(1) コンプライアンス意識の強化

①経営トップからの継続的なメッセージの発信

コンプライアンスを最優先とした組織風土を醸成するために、経営トップ自らコンプライアンス遵守が経営の最重要課題であることを再度明確にし、役職員に対し継続的なメッセージを発信いたします。具体的には、年に一度代表取締役社長自らスピーチを行うとともに、その後スピーチの概要をグループ全役職員に対してメールで配信いたします。

②役職員のコンプライアンス意識の向上

経営トップからの継続的なメッセージの発信に加えて、コンプライアンス意識の維持向上のため、グループ全役職員を対象に、本事案等を踏まえたコンプライアンス研修を毎年実施いたします。

(2) 執行サイドに対する牽制機能の強化

①取締役執行役員 CFO の選任と社外取締役の増員

当社では、事業執行サイドの最高責任者である専務取締役執行役員 COO が事業本部のみならず、コーポレート本部及び経営企画本部等も所掌していたことから、事業本部における予算達成のために企図された不正に対し、管理部門による内部牽制が十分に機能しづらい体制となっておりました。

これを是正するため、当社は、コーポレート本部及び経営企画本部を所掌する最高財務責任者 (CFO) を取締役を選任し、管理部門による牽制機能を強化してまいります。

さらに、社外取締役を増員することで、取締役会の監督機能を強化してまいります。

②異常検知のための実績モニタリング

本事案は広告施策がどのように事業成果に影響しているのかについて売上高と広告費には明確な相関関係が存在しないという特殊性から、従来主に行っていた予算実績差異分析によるモニタリングに加え、コーポレート本部が主体となって、一定金額以上の案件に対して利益率実績の月次推移分析等といった方法により、異常をいち早く検知することができるモニタリング体制を構築いたします。同体制の下で検知した異常については、その取引の商流や条件の経済合理性を検討し最高財務責任者 (CFO) に報告することを徹底いたします。

(3) 内部通報制度の実効性の向上

当社の内部通報制度は、総務部や外部の弁護士へ役職員全員が直接通報することができ、かつ、当該制度の内容や通報窓口について、役職員全員が見ることができる社内イントラに掲示されているものの、役職員に対する内部通報制度の周知が十分になされていなかったことを踏まえ、内部通報制度の実効性を向上すべく、コンプライアンス研修の内容に内部通報制度に関する内容も織り込むことで、制度の周知及び浸透を図ってまいります。

(4) 取締役会や監査役会へ十分な情報提供を行うことによる監督機能の強化

今回の事態について、取締役会及び監査役会への情報提供が不十分であったがために、十分な議論がされておりました。

そのため、コーポレート本部が、取引開始前の契約審査等を通じて、例えば今回のように会計上の論点がある重要な事項を検知した場合には、最高財務責任者 (CFO) が関与し、最高財務責任者 (CFO) より取締役会に上程又は報告することとし、かつ、取締役会開催日に先立って、取締役及び監査役に対して、充実した審議をするための十分な資料を共有することを徹底いたします。

(5) 内部監査機能の強化

内部監査の実効性を確保するため、必要に応じて外部の専門家を利用することで、内部監査の人的リソースを確保いたします。また、不正リスクを考慮した内部監査を実施し、内部監査の過程で不正の兆候等を検知した場合には、監査役会へ報告することを義務化いたします。

さらに監査役、内部監査部門、会計監査人によるミーティングを少なくとも四半期毎に開催し、適時・適切な情報共有と意見交換を実施いたします。

(6) 会計監査人との連携の強化

会計監査人への相談対象とする会計論点について、相談に先立ち、当社の判断とその論拠についてポジションペーパーを作成いたします。また、当社と会計監査人間で確認・合意した会計処理にかかる方針について事後的な会計上の解釈の齟齬を防ぐため、整理して書面化することを徹底いたします。

以上